

医療廃棄物

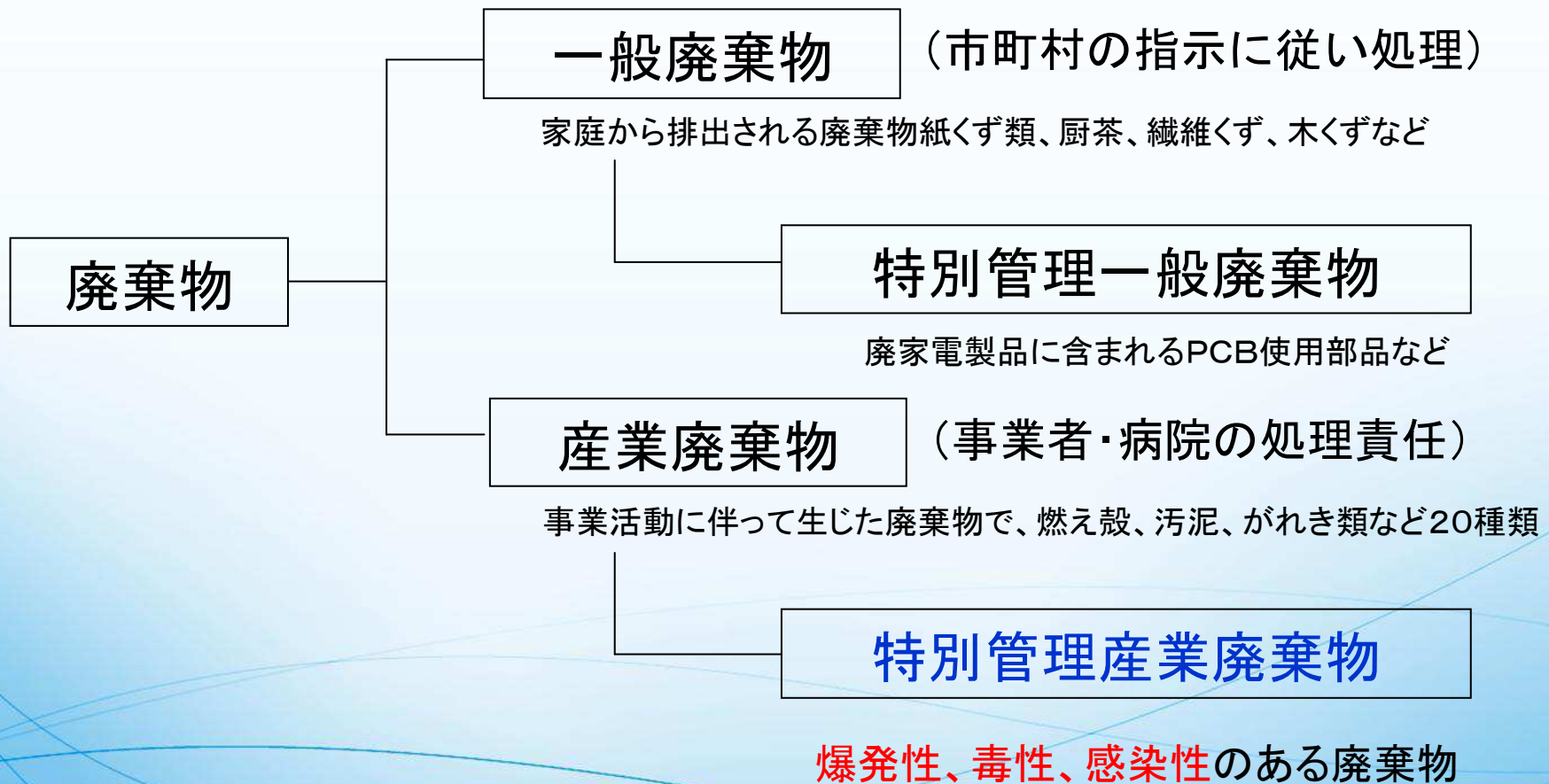
学習内容

1. 廃棄物の種類
2. 廃棄物の管理

用語の定義

- 医療関係機関等とは
病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関
- 廃棄物とは
法で定める、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物

廃棄物の分類



医療関係機関等から出される 廃棄物の種類

- 一般廃棄物

(紙くず類、厨茶、繊維くず等、木くず)

- 感染性廃棄物

- 放射性廃棄物

- 化学性廃棄物

感染性廃棄物の考え方

- 形状
- 排出場所
- 感染症の種類

からの客観的に判断する

感染性廃棄物の判断基準（1）

●形状の観点

- 血液 血清 血漿 体液（精液を含む）
輸血用血液製剤等
- 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚 等）
- 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの（培地 実験動物の死体 シャーレ等）
- 血液等が付着した鋭利なもの
- （注射針 メス 破損アンプル・バイアル等）

感染性廃棄物の判断基準(2)

●排出場所の観点

感染症病床

結核病床

手術室

緊急外来室

集中治療室

透析室

検体検査室

(採血室・微生物・病理学等)

治療、検査等使用后
排出されたもの

感染性廃棄物の判断基準（3）

● 感染症の種類 viewpoint

一類～三類感染症

新型インフルエンザ等

指定感染症

新感染症

治療や検査等に使用された後
排出されたもの

四類及び五類感染症

治療や検査等に使用された後
排出された医療器材、ディス
ポーザブル製品、衛生材料等

ただし、紙おむつは特定の感
染症に係るもの等に限る

感染性廃棄物の判断フロー

【STEP1】(形状)

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)
- ② 病理廃棄物(臓器、組織、皮膚等)
- ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- ④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む)

NO

YES

【STEP2】(排出場所)

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

NO

YES

【STEP3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等(ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。)

NO

YES

非 感 染 性 廃 棄 物

感 染 性 廃 棄 物

感染性廃棄物の管理（1）

分別

- 廃棄物が**感染性**であるか、**非感染性**であるかを判断
- 感染性廃棄物の処理価格は一般廃棄物の処理価格より5－20倍も高い

感染性廃棄物の管理（2）

梱包と表示

- 容器に「感染性廃棄物」と明記または
バイオハザードマーク  を付ける
- 廃棄物の区分
鋭利なもの: 
固形状のもの: 
 - 液状または泥状のもの: 
 - 漏れないように密閉容器を使用する

感染性廃棄物の管理（3）

保管

- 運搬されるまでの保管は**短期間**とする
- 他の廃棄物と**区別**して保管する
- 保管場所への**出入りを制限**する
- 保管庫に**鍵**をかける



輸送

- 不浸透性・清潔・運搬が容易なカートを使用

感染性廃棄物の管理（4）

医療関係機関等の施設内で自ら処理する場合施設や法律で決められている方法

- 滅菌（高圧蒸気、乾熱）粉砕等滅菌したことを明かにする
- 焼却設備を用いて焼却する焼却炉の出口温度800℃以上
- 消毒（肝炎ウイルスに有効な薬剤）
- 溶融
- 放射線照射
- 電子線照射

感染性廃棄物の管理（5）

処理の委託

- 収集運搬業者、中間処理業者と契約する
- 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物が適正に処理されているか確認する
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理する
- マニフェストは5年間の保存

感染性廃棄物の管理（6）

不慮の事故に備える計画

- 敷地内、あるいは敷地外での不慮の事故
- 処理能力の限界
- 液体のこぼれた時の処理
- 自然災害

トレーニング

感染性廃棄物を取り扱うすべての従業員

（医療従事者、輸送や処理に従事する職員など）

- 防護具とその使用方法について
- 職業感染について

鋭利物を廃棄する容器

使用場所の近くに置く

- 入れすぎない
- 耐貫通性の容器
- 液が漏れないものである
- 蓋を閉じることができるもの
- 独特な色や目印をつけることができるもの
- 破損しないように保護されているもの



Q & A (1)

感染性廃棄物を識別するために容器に付ける
バイオハザードマークは3種類あり、鋭利な
ものは 黄色、固形状のものは 橙色、
液状または泥状のものは 赤色となっている

 YES

N O

表示マークの色は定められており、医療施設ごとに自由に配色することはできない

Q & A (2)

感染性廃棄物の該当は、廃棄物の「形状」、
「排出場所」、又は「感染症の種類」から客
観的に判断することが必要である

☒ YES

☐ NO

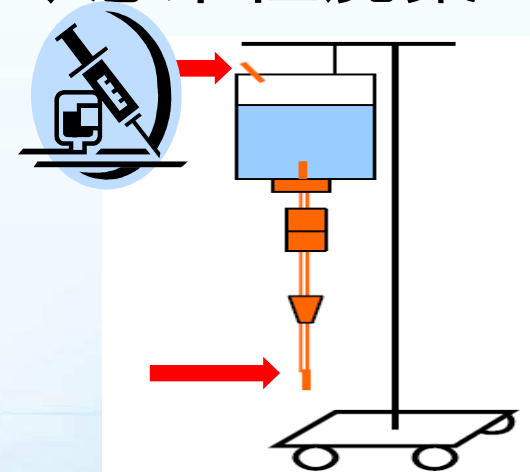
廃棄物の「形状」、「排出場所」、又は「感
染症の種類」から客観的に判断する

Q & A (3)

輸液点滴セットの鋭利な部分は、感染性廃棄物として取り扱う

○ YES

N O



血液が付着していない鋭利なものも、すべて感染性廃棄物として取り扱う。(点滴ルートとエアー針も感染性廃棄物として処理が必要)

Q & A (4)

医療機関等が感染性産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合は、引き渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)により確認をすることが義務付けられている

☒ YES

NO

Q & A (5)

血液製剤の廃棄についてただし取り扱いについてはどれか

1. それ自体に感染性がないから産業廃棄物
2. 輸血用血液製剤(全血製剤、血液成分製剤)等は感染性廃棄物
3. 排出場所により感染性廃棄物となる

○2. 外見上血液と見分けがつかない為、血液等に該当、すべて感染性廃棄物として取り扱う

参考文献

- 1) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
平成24年5月 環境省大臣 官房廃棄物・リサイクル対策部